

## 水資源機構造成施設の耐震対策の実施！



地震のとき、水路や堰が壊れないか心配・・・

水路が壊れると生活にも支障が・・・

平成30年度～  
(R3年度に要件緩和)

小さな施設でも耐震補強を実施できるようになりました！



地震による被害の  
心配が減ったね！！

詳しくは **水資源機構開発事業**

### 基幹施設の整備と一体的に実施する耐震対策について

#### 1 創設経緯

- 独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系（利根川水系・荒川水系・豊川水系・木曾川水系・淀川水系・吉野川水系・筑後川水系）において、国営級と県営級の施設を整備し管理しています。
- 重要度・緊急性の高い施設の耐震化が課題となっていました。従来、水資源機構の規模要件を満たしていない施設については未対策となっており、国土強靱化の観点からもこれらの施設の対策が急務となっていました。
- このため、これら施設においても対策が可能となるよう、平成30年度に新たに基幹施設の整備と一体的に実施する耐震対策の制度を創設し、令和3年度からその対象施設の支配面積要件を緩和（300haから100ha）しました。

#### 2 制度概要

##### (1) 対象施設

- 水資源機構（水資源開発公団を含む）が造成した施設のうち、以下の全てに該当する施設
- ・末端支配面積100ha以上（平成30年度創設、令和3年度に300haから緩和）
  - ・一度発生すれば大災害になり得る地震動が発生した際、次のいずれかの要件を満たす施設
    - 1) 施設周辺に主要道路、鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの

- 2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの
- 3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの



##### (2) 対象事業

独立行政法人水資源機構法第12条第1項に規定する水資源開発施設等の改築と一体的に行う事業

##### (3) 対象経費

対象事業の実施に必要な経費（工事費、測量費、用地費、事務費等）

##### (4) 対象期間

平成30年度～（令和3年度から支配面積要件を緩和）

# 農道の保全管理



農道の劣化がひどい…



いつ保全対策をすれば良いか分からない…

令和3年度～

機能保全計画策定に対する  
支援事業ができました！



計画的に農道が  
保全されて安心！



ぜひ！都道府県・市町村の  
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

農村整備事業【補助事業】



## 農村整備事業の機能保全計画策定について

### 1 創設経緯

- 農村では集落排水施設や農道等の農村生活に不可欠な生活インフラは、老朽化が進行するとともに、自然災害にも脆弱な状況にある一方で、ワーケーション等の農村を拠点とするライフスタイルへの関心が高まっています。
- この機会を捉え、国も責任をもって、農村に安心して住み続けられる条件整備を計画的・集中的に推進するため、生活インフラ施設の再編・強靱化、高度化を内容とする農村整備事業を創設しました。
- 農村生活インフラの機能保全計画策定については、効率的・効果的なメンテナンスサイクルを確立し、適切なインフラマネジメントを実現することが重要であるため、定額助成を行っています。

### 2 制度概要

#### (1) 対象施設

- ・農業集落排水施設
- ・農道・集落道
- ・営農飲雑用水施設
- ・地域資源利活用施設（再エネ発電施設）
- ・集落防災安全施設



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設  
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設  
(土砂崩壊防止施設)

#### (2) 対象事業

農村インフラ整備計画※に基づき、農道等の農村インフラ施設の機能保全計画の策定を支援（機能保全計画策定事業）

※ 施設の状態や役割を点検し、優先順位を付けて整備する方針等を定めた計画

#### (3) 対象経費

機能保全計画策定のための費用（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）

#### (4) 対象期間

規定なし

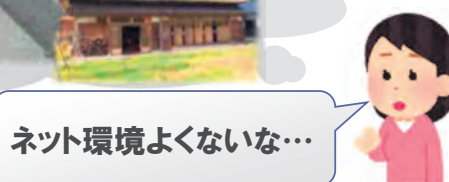
### 3 補助率

機能保全計画策定事業の補助率は定額（なお、生活インフラ施設の再編・強靱化、高度化に係る事業の補助率は定率（1/2等））

# 農業農村の情報通信環境整備



水の見回り大変だなあ…



ネット環境よくないな…

令和3年度～

光ファイバや無線基地局の整備が支援できます！



ネットがつながってとっても便利！

監視や操作がラクになった！



ぜひ！農林水産省・各農政局の地域整備課にご相談を！

無線LAN



直売所・交流施設



詳しくは

情報通信環境整備対策



## 農山漁村振興交付金 情報通信環境整備対策について

### 1 創設経緯

- 農村地域における少子高齢化、人口減少等に伴う農業農村インフラの管理体制の脆弱化、農業生産における労働力不足などの課題を解消するため、ICT（情報通信技術）の活用に期待が高まっています。
- また、近年の地方移住への関心の高まりを地域活性化につなげるためには、農村に安心して住み続けるための条件として情報通信環境の整備が必要です。
- このため、農業農村インフラ<sup>※</sup>の管理の省力化・高度化を図るとともに、スマート農業の実装や地域活性化に活用するための情報通信環境の整備を支援する新たな施策として「農山漁村振興交付金 情報通信環境整備対策」を令和3年度に創設しました。

※農業農村インフラ…ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤

### 2 制度概要

#### (1) 事業実施主体

- ・都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、地域協議会等

#### (2) 実施区域

- ・農業振興地域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域等

### (3) 事業内容

|      | ① 計画策定事業                                                                                                                                                                                           | ② 施設整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援対象 | <p>ア ICTの利用ニーズ、地形条件等の調査、通信方式・施設配置等の技術的検討</p> <p>イ 専門家の派遣、ワークショップ</p> <p>ウ 通信機器の試験設置・試行調査</p> <p>エ 整備計画の策定</p>  | <p>ア 農業農村インフラの管理のための光ファイバ、無線基地局の整備</p> <p>イ アを活用して農業農村インフラの監視、制御等を行うための設備の導入</p> <p>ウ アで整備した通信施設を地域活性化やスマート農業のために活用するための設備の導入</p>   |
| 実施期間 | 原則2年                                                                                                                                                                                               | 原則3年                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 交付率  | 定額                                                                                                                                                                                                 | 1/2等                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

# 生活排水の処理



古い浄化槽を交換しないと…



生活排水が未処理のまま水路に流入して困っているわ…

令和2～令和4年度

集落排水への接続を支援します！  
(国から市町村への助成)



水がきれいで農家も安心。  
地域住民も満足！



水質が改善された農業水路

ぜひ！市町村の  
農業集落排水の担当課にご相談を！

詳しくは

農業水路等 単独処理浄化槽



「農業水路等長寿命化・防災減災事業」への単独処理浄化槽転換整備の追加について

## 1 創設経緯

- 全国で単独処理浄化槽※1が多く残存しており、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換等を促すことが必要です。  
※1 し尿のみを処理し、生活排水を未処理のまま垂れ流す浄化槽。原則として新設は禁止されています。
- このうち、改正浄化槽法に基づき、都道府県知事が指導等を行う「特定既存単独処理浄化槽」※2を対象に当該浄化槽を廃止し、農業集落排水に接続するための取組に対する支援を本事業に追加しました。  
※2 既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの
- 農業用水の水質汚濁原因となる「特定既存単独処理浄化槽」の除却を推進し、周辺公共水域及び農業用水の水質改善を図ります。

## 2 制度概要

### (1) 補助対象範囲

特定既存単独処理浄化槽を撤去し、農業集落排水に接続するために必要な以下の整備

- ① 末端受益1戸までの本体管路及び公共ますの整備
- ② 特定既存単独処理浄化槽の撤去、接続管路の整備



特定既存単独処理浄化槽の撤去

管路の整備

### (2) 対象区域

公共浄化槽の設置計画を策定した区域（浄化槽処理促進区域）

### (3) 事業要件

市町村が管路等を市町村財産として整備及び管理する場合に限定し、以下のiのいずれかの地域に該当し、ii及びiiiを満たすことが必要

- i 農業集落排水施設の接続率が50%以下の市町村、市町村が自ら行う特定既存単独処理浄化槽の廃止・転換に関する市町村単位の実施計画を定めていること、湖沼水質保全特措法規定地域、水質汚濁防止法指定地域、有明特措法に規定された流域
- ii 都道府県知事が指導等を行った特定既存単独処理浄化槽であること
- iii 特定既存単独処理浄化槽を廃止し集排施設へ接続することについて地域の合意が得られていること

### (4) 対象期間

令和2年度～令和4年度まで

### (5) 事業実施主体

市町村

## 3 国庫補助率

50% 上記②については特定既存単独処理浄化槽1基あたりの補助対象事業費は30万円を上限とする

# 多面的機能支払における田んぼダムの取組



水が一度に集まって水路がこわれた…



出典：  
山形県鶴岡市いなばエコ  
フィールド協議会



大雨で水かさが急に増えて不安…

令和3年度～

田んぼダムの加算措置ができました！



田んぼダムの取組例  
(調整板の設置)

出典：特定非営利活動法人みさと  
田園空間クリエイターズ



田んぼダム実施中

水を一時的にためる



田んぼダム  
実施中

田んぼダム  
実施せず

田んぼからゆっくりと排水



田んぼダム実施せず

出典：新潟市

ぜひ！都道府県・市町村の  
多面的機能支払交付金担当課にご相談を！

詳しくは

多面的機能支払交付金



水がゆっくり  
流れて安心！



## 多面的機能支払交付金における田んぼダムの加算措置について

### 1 創設経緯

- 水路や農道等の地域資源を保全管理する地域の共同活動を支援して、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、平成26年度に多面的機能支払交付金を創設しました。
- 近年多発する豪雨災害への対策として、令和3年度に多面的機能支払交付金に田んぼダムの加算措置を新設し、田んぼダムの取組を推進します。

### 2 制度概要

#### (1) 多面的機能支払交付金の制度概要

##### ①農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援（農地法面の草刈り、水路の泥上げ等）

##### ②資源向上支払交付金

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援（水路等の軽微な補修、田んぼダム（水田の雨水貯留機能の強化）、施設の長寿命化のための活動等）

#### (2) 田んぼダムとは

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排



田んぼダム実施 田んぼダム未実施

出典：新潟市

水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例

写真左：特定非営利活動法人みさと田園空間クリエイターズ

#### (3) 加算単価

資源向上支払の交付単価2,400円/10a（北海道：1,920円/10a）に、田んぼダムの加算措置分400円/10a（北海道：320円/10a）を加算。

#### (4) 田んぼダムの加算措置の要件

##### ①事業計画等への位置づけ

・市町村が策定する水田貯留機能強化計画などに基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を事業計画書に記載すること

・資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること

##### ②実施規模

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムを実施すること

# 中山間地域等直接支払制度の遡及返還の見直し



## 中山間地域等直接支払制度の遡及返還の見直しについて

### 1 制度の概要

- 本制度は、農業の生産条件が不利な地域において、農業生産活動の継続を通じて多面的機能の確保を図る施策であり、効果の適切な発現を確保するため、5年を1期として対策を実施しており、現在第5期対策(令和2年度～令和6年度)の2年目です。
- 面積に応じて一定額を交付する制度であり、耕作放棄の発生防止活動等の「農業生産活動等」、景観作物の作付等の「多面的機能を増進する活動」を行う場合は交付単価の8割、これに加え、「体制整備のための前向きな活動(集落戦略の策定)」を行う場合は交付単価の10割を交付しています。
- さらに、生産性の向上や新たな人材の確保等の地域農業の維持・発展に資する取組を行う場合には交付単価に所定額を加算します。
- 交付金の使途は、協定参加者の合意により決定するものであり、個人や共同取組活動への配分なども自由に選択でき、地域の実情に応じた活用を可能としています。

### 2 見直しの概要

#### (1) 経緯

- 本制度は、創設時から「5年間の協定期間中に協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還する」遡及返還の原則を導入していました。
- 第4期対策の最終評価において、遡及返還が営農を続ける上での不安材料となっていることに加え、農地の流動化や協定の広域化を阻害しているという課題があり、協定からの離脱

による耕作放棄地の大幅な増加がないよう留意すべきと第三者委員会から意見が示されました。

- これまでも時勢に応じて見直しを行ってきましたが、上記を踏まえ、令和2年度からの第5期対策では、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地の見直しを行いました。

#### (2) 変更点

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、交付金を返還することとなりますが、第5期対策からは、この場合の対象農用地を「協定農用地全体」から「当該農用地」に見直しました。

### 3 その他遡及返還の免責規定

なお、この他にも、次の場合には交付金の返還を免除しています。

- ・農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病气その他これらに類す事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- ・自然災害の場合
- ・農業者等が農業用施設を建設する場合
- ・公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- など

# 棚田地域振興法の施行

棚田を守りたいけど、お金はかかるし、手伝ってくれる人も・・・

R 元年に**棚田地域振興法**が施行されました！  
これに伴い棚田地域の振興を支援する予算措置を実施しています。

例えば、中山間地域等直接支払交付金において  
**棚田地域振興活動加算**を創設！

田1/20以上、畑15度以上 ⇒ 10,000円/10a  
田1/10以上、畑20度以上 ⇒ 14,000円/10a

棚田オーナー制度を始めよう！  
農業体験のイベントをやろう！

みんなで協力して  
棚田地域を盛り上げよう！

詳しくは

棚田地域振興法



ぜひ、都道府県・市町村の  
棚田担当課にご相談を！

## 棚田地域振興法の施行について

### 1 棚田法創設の経緯

- 日本の棚田は、長きにわたり国民への食料供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等に大きな役割を果たしています。
- しかしながら棚田地域における人口減少や高齢化等により棚田が荒廃の危機に直面しており、対策を講ずることが不可欠です。
- こうした状況を踏まえ、政府全体で総合的な支援の枠組みを構築し、棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持促進を図り、もって棚田地域が持続的に発展することを目的として、令和元年8月に棚田地域振興法が施行されました。

### 2 棚田地域振興法の概要

- (1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定
  - ・都道府県の申請に基づき、主務大臣が指定棚田地域を指定
  - ・市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織
  - ・協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画を主務大臣が認定
- (2) 財政上の措置
  - ・国は必要な財政上又は税制上その他の措置を講じる

### 3 財政上の措置

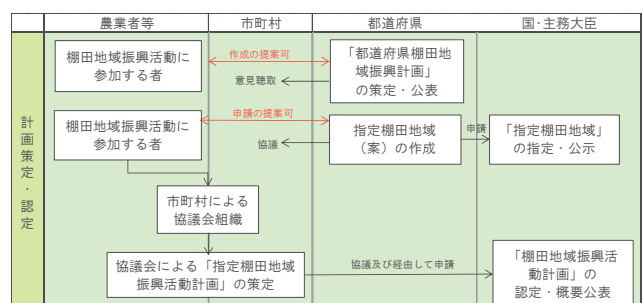
- 棚田地域振興法に基づく財政上の措置として、農林水産省では令和2年度から棚田地域振興活動関連予算において、優遇措置等を実施しています。

- 例えば、中山間地域等直接支払交付金において、指定棚田地域を支援対象地域に追加するとともに、「棚田地域振興活動加算」を創設し棚田地域の振興を図る活動を支援しています。

| 加算項目（取組目標の設定・達成が必要）                                               | 10a 当たり単価     |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|
| <b>棚田地域振興活動加算</b>                                                 |               |
| 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等<br>（田 1/20 以上、畑 15 度以上）の保全と地域の振興を支援 | 10,000 円（田・畑） |
| 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地<br>（田 1/10 以上、畑 20 度以上）                 | 14,000 円（田・畑） |

### 4 棚田地域振興法に基づく指定・認定の状況とスキーム

- (1) 指定棚田地域の指定や指定棚田地域振興活動計画の認定の状況は内閣府ホームページ  
(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/shitei/index.html>)で公表しています。
- (2) 指定棚田地域の指定申請は都道府県が、指定棚田地域振興活動計画の認定申請は市町村が主務大臣宛に行います。



# 市町村営・土地改良区営事業への財政支援



小さな規模の工事もして  
ほしいなあ…



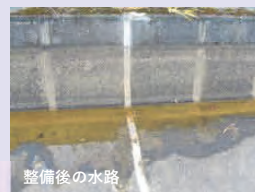
国からの支援はないのかしら…

令和元年度～

**地方への支援制度が  
できました！  
(国から地方への交付制度)**



**財政支援ができた。  
事業がやりやすくなるわ！**



ぜひ！都道府県・市町村の  
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

団体営事業 地方財政措置



## 団体営(市町村営・土地改良区営)事業等における起債と交付税算入について

### 1 創設経緯

○産地収益力の向上、農業の成長産業化、農業競争力の強化を図るため、地域の状況に応じたきめ細かな整備についての必要性が高まり、これらに対応するよう土地改良長期計画への位置付けや土地改良制度の仕組みを見直し、平成29年度に法改正が行われました。

○また、農業農村整備事業関連予算の増加とともに、団体営事業の実施地区や総事業費が大幅に増加しており、地方公共団体等から円滑な事業実施に向けてガイドライン設定の要望が寄せられていました。

○このため、令和元年度において、地方公共団体等の要望を踏まえ、団体営事業の円滑な実施に向け、標準的な費用負担の割合を示した団体営ガイドラインを設定し、公共事業等債の起債が可能となりました。

### 2 制度概要

#### (1) 新たな措置

##### ①都道府県営事業

非公共事業の市町村負担分について、公共事業等と同等の地方財政措置

##### ②団体営事業

都道府県負担分については、公共事業・非公共事業を問わず公共事業等債の対象

市町村負担分については、公共事業の場合は公共事業等債、非公共事業の場合は一般補助施設整備等事業債の対象

#### (2) 対象期間

令和元年度から

#### 3 地方財政措置

充当率：90% 元利償還金に対する交付税措置率：20%

#### 【平成30年度まで】

| 負担      | 公 共                                 | 非 公 共                             |
|---------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 都道府県負担分 | 公共事業等債<br>充当率 90%<br>算入率 20%        | 公共事業等債<br>充当率 90%<br>算入率 20%      |
| 市町村負担分※ | 公共事業等債<br>充当率 90%<br>算入率 20%        | 一般補助施設整備等事業債<br>充当率 75%<br>算入率 0% |
| 団体営事業   | 一般補助施設整備等事業債、等<br>充当率 75%<br>算入率 0% |                                   |

#### 【令和元年度より】

| 負担      | 公 共                          | 非 公 共                              |
|---------|------------------------------|------------------------------------|
| 都道府県負担分 | 公共事業等債<br>充当率 90%<br>算入率 20% | 公共事業等債<br>充当率 90%<br>算入率 20%       |
| 市町村負担分※ | 公共事業等債<br>充当率 90%<br>算入率 20% | 一般補助施設整備等事業債<br>充当率 90%<br>算入率 20% |
| 団体営事業   | 公共事業等債<br>充当率 90%<br>算入率 20% | 一般補助施設整備等事業債<br>充当率 90%<br>算入率 20% |

# 国土強靱化に対する地方支援



最近雨の降り方も変わってきていて心配だ…



防災対策を早くやってほしいわ…

令和3年度～

**地方への支援制度ができました！  
(国から地方への交付制度)**



**災害への備えは大丈夫！  
家も農地も安心だ。**



ぜひ！都道府県・市町村の  
土地改良事業担当課にご相談を！

詳しくは

国土強靱化 地方財政措置 農業農村



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る地方財政措置について

## 1 創設経緯

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進を図るため、国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置されることとなりました。

※ 対策の初年度（令和3年度）については、令和2年度第3次補正予算により措置

## 2 制度概要

### (1) 対象とする地方債

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

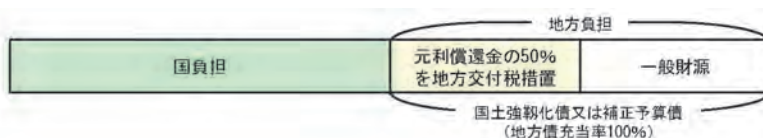
補正予算分：補正予算債

### (2) 対象期間

令和3年度～令和7年度まで

## 3 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%



※地方負担のうち50%は地方交付税措置され、一般財源が少なくて済むため、事業の加速化が期待されます。

## 4 対象の内容

- ① 流域治水対策（農業水利施設の整備）
- ② 流域治水対策（水田の貯留機能向上）
- ③ 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策
- ④ 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

▼各施策ホームページへのリンクはこちら▼

<https://www.maff.go.jp/i/nousin/sekkei/nn/shoukai/index.html>

## 問い合わせ先

|             |               |              |               |
|-------------|---------------|--------------|---------------|
| 農村振興局設計課    | ☎03-3595-6338 | 東海農政局設計課     | ☎052-223-4634 |
| 北海道開発局農業設計課 | ☎011-700-6752 | 近畿農政局設計課     | ☎075-414-9516 |
| 東北農政局設計課    | ☎022-221-6280 | 中国四国農政局設計課   | ☎086-224-9419 |
| 関東農政局設計課    | ☎048-740-0147 | 九州農政局設計課     | ☎096-211-9111 |
| 北陸農政局設計課    | ☎076-232-4722 | 沖縄総合事務局農村振興課 | ☎098-866-1652 |